

都市 3—1

不利益 処分の内容	都市再生推進法人への業務改善命令		
根拠法令及び条項	都市再生特別措置法第121条第2項		
担当課	まちなか未来創造課	処分権者	市長
設定日	令和8年1月16日		
処分基準を設定しない理由 都市再生推進法人への業務改善命令は、法第121条第2項の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			

都市 3—2

不利益 処分の内容	都市再生推進法人の指定の取消		
根拠法令及び条項	都市再生特別措置法第121条第3項		
担当課	まちなか未来創造課	処分権者	市長
設定日	令和8年1月16日		
処分基準を設定しない理由 それぞれ個々の事例により対応を考えるべきであり、一律の基準の設定はしない。			